

第3回男女共同参画センター機能強化に関する検討部会

日 時：令和7年4月30日（水）

午後2時から午後4時まで

場 所：横浜市庁舎18階 さくら14

次 第

1 第1回・第2回部会の振り返りについて

2 答申案について

- (1) 答申案説明
- (2) 内容検討

3 その他事務連絡等

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



本日の流れ

I 第1回・第2回部会の振り返り

II 答申案について

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



I 第1回・第2回部会の振り返り

- 1 アウトリーチの拡充
- 2 企業・大学等、地域の関係機関・団体との連携
- 3 生きづらさを抱える人への支援・ジェンダー平等の理解を促進する取組
- 4 認知度の向上、適切な事業評価、市との役割分担など

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



I 第1回・第2回部会の振り返り

1 アウトリーチの拡充について

主な意見

- ・アウトリーチには関係機関との連携が有効であるため、連携を積極的に進める必要がある
- ・アウトリーチは支援が届かない人（課題を抱えるが発見できない人）に対して行うものと、啓発的なものと分けて考えていく必要がある
- ・団体を育てて、一緒に推進してくれる人を作らなければいけない。いろいろな人が同じ目的に沿って得意な分野を出し合って活動者を育てる中に男女共同参画センターも入ってもらいたい。それぞれの団体が持っている専門性だけでは支援しきれないので、団体間のつながりを作っていくことはとても大切
- ・団体の運営等を支援していく場合、横浜市の中で企業の経営やサポートをしている部署と連携して取り組むべき。現場支援もしながら、団体支援もするとなると幅広くなりすぎるため、他のリソースと連携しながら取り組みを進めていくのも一つの方法

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



I 第1回・第2回部会の振り返り

2 企業・大学等、地域の関係機関・団体との連携について

個別の連携先が抱える課題を把握し、以下のような連携を進めるべき。

主な意見

- ・教育機関と連携して教員や児童生徒等のジェンダー平等に関する理解促進に取り組む
- ・P T Aと連携し保護者のジェンダー平等や性教育に関する理解促進に取り組む
- ・保育園・幼稚園、医療機関と連携し保育士や助産師・看護師等のジェンダー平等に関する理解促進に取り組む
- ・よこはまグッドバランス企業など市の認定業者等との連携を強化する
- ・地域防災拠点運営委員会等と連携し避難所運営の話し合い等に参加する
- ・地域ケアプラザと連携し、地域活動交流コーディネーターのジェンダー平等に関する理解促進に取り組む

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



I 第1回・第2回部会の振り返り

3 生きづらさを抱える人への支援・ジェンダー平等の理解を促進する取組について

主な意見

- ・リアルなコミュニケーションで話を聞いてもらう機会を欲している若者が参加しやすい、安心・安全な場をつくる
- ・若者や男性が男女共同参画を自分事としてとらえることのできるような、身近なできごとをとりあげた広報・啓発を行う
- ・男性が利用するようなニーズに合致したテーマ設定と、開催時間の設定が必要
- ・男性もいろいろな男性がいて、悩みが違うので、それぞれにマッチした講座を作ってほしい。事業展開の中に当事者とのヒアリングを盛り込み、男性職員が事業を企画していく必要がある
- ・ジェンダー平等に関して、男女が話し合いお互いの疑問をシェアしながら、考える機会をつくる。また、こうした意見交換に同席し、適切に進められるコーディネーターを育成していく
- ・福祉的な支援が必要な方の背景にジェンダー課題がある場合、支援制度に分断されることなく、連携して横断的な支援ができるよう、福祉に関わる人材にはジェンダー平等に関する知識を深めることが望ましい。

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



I 第1回・第2回部会の振り返り

4 認知度の向上、適切な事業評価、市との役割分担などについて

主な意見

- ・センターについてはそもそも何をしている場所なのか全然知られていない。他都市でも各地域のセンターの認知度はとても低い。まずはあらゆる方法で知ってもらうことが必要
- ・令和5年度に実施した施策検討調査を定期的に実施する。講座参加者に事後アンケートを行い、意識や行動がどう変わったか把握する
- ・市とセンターの棲み分けが必要。また、行政内部のジェンダー主流化を進めることで、各部署の事業にジェンダーの視点が入り、結果として予算規模の拡大につながる。各部署がパイプとなり、他団体や市民へのアプローチ手段も増えていく
- ・各部署との連携を進めて行く際に間に入って調整する存在がいないと、男女センターは対応しきれなくなる
- ・居場所や活動拠点としての重要性はあるものの、市民等の男女センターの利用目的がすべてが男女共同参画であるは言えないのではないか。施設利用も含めて男女共同参画センターの機能を確認して見直すとともに、新規・充実事業に振り分けることを検討した方が良いと思われる
- ・指定管理による男女共同参画センターでは、箱物の管理がメインタスクになっており、男女共同参画に関する事業になかなか手が回らないという意見は、多くのセンターから聞く。男女共同参画に関する事業にシフトしていくにしてもうまくいかない。貸館業務をやっている状況を踏まえると、人を増やさない限り、男女共同参画に関する事業を増やしていくという事は難しい

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



本日の流れ

I 第1回・第2回部会の振り返り

II 答申案について

II 答申案について

答申案の構成（案）

1 検討主旨

2 男女共同参画センターの概要

3 機能強化の視点

4 課題と取組の方向性

（1） 多様な主体との連携強化

（2） 生きづらさを抱える人への支援の充実

5 男女共同参画センターの機能強化にあたって

6 参考資料

この後、
ご議論いただきます①

この後、
ご議論いただきます②

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



横浜市

II 答申案について

3 機能強化の視点

- ・これまでの男女センターは、「男女共同参画の推進に関する施策の推進」の面では、センターという拠点施設において、先進的に専門性の高い事業を展開しており、ジェンダーに関する関心や課題認識を持つ市民のニーズに対応。また、「市民および事業者による男女共同参画の推進に関する取組支援」の面では、事業実施にあたり、企業や大学等と連携を進める一方、施設利用料で運営費を賄う指定管理施設の性格上、施設の貸出、活動場所の支援が中心。
- ・「性別役割分担意識」の解消、ジェンダー平等に関する理解を社会全体に浸透させていくためには、これまでの拠点施設中心の事業展開に加え、アウトリーチ型の取組を充実させていくことが効果的。また、地域団体、企業、教育機関、NPOなど様々な主体と連携し、各主体が持つリソースを活用した包括的なアプローチにより、その先にいる、これまで男女センターにアクセスしたことのない市民にも届く施策の展開が重要。

II 答申案について

4 課題と取組の方向性

(1) 多様な主体との連携強化

ア 課題

- ・男女共同参画社会の実現には、社会全体の意識を変えていくことが必要
- ・これまでの男女センターの取組は、予めジェンダーに関する課題認識を持っている市民の参加意向に基づき、相談や講座を受けていただく直接支援が中心。
- ・今後はこれに加えて、より広い市民への働きかけにより、男女共同参画の理念を広く浸透させ、社会の意識を変えていく取組をさらに進めて行くことを期待。
- ・男女センター利用者の大部分が近隣区住民であるが、今後は未利用者にとってアクセスしやすい手法で相談や講座を実施するアウトリーチ等を積極的に進めて行くことを期待。

II 答申案について

4 課題と取組の方向性

(1) 多様な主体との連携強化

イ 取組の方向性、留意点

(ア) 課題解決に向けた様々な主体との連携

- これまで以上に多様な団体、企業等とも積極的に連携を図り、各主体を通じて広く男女センターの情報発信や事業への参加促進などを行うことで、これまで男女センターにアクセスしたことのない市民に対しても訴求。
- 各主体が抱えている、あるいは把握している課題について、男女共同参画の視点でのアドバイスや解決策を男女センターが提案しつつ連携を深めていくことが重要。

(イ) アウトリーチによる効果的な事業展開

- 男女センターの取組が市民等に着実に届き、効果的に進めるためには、男女センターという拠点施設を使った事業展開だけでなく、様々な主体を通じたアウトリーチの展開を期待。

II 答申案について

4 課題と取組の方向性

(2) 生きづらさを抱える人への支援の充実

ア 課題

- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、男女センターには、女性支援に携わる関係機関の一つとして、生きづらさや困難に直面している女性の心身回復や生活再建に役立つプログラムの充実が求められており、各種相談や取組に安心してアクセスしてもらえるような工夫が重要。
- ・ 社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識は、男女双方の可能性を狭め、様々な負担を生み出し、こうした固定観念により女性だけでなく男性も生きづらさを抱えており、世代に応じた取組を実施することが必要。
また、固定的性別役割分担意識を解消するためには、男女が互いの立場や考え方を理解し、尊重しあうことが不可欠で、とりわけ次世代を担う若年層の理解促進は極めて重要。しかし、現状では、男性や若年層に対する男女センターの取組数や利用実績も少ない状況であり、男性や若年層に対する取組を充実させていくことが必要。

II 答申案について

4 課題と取組の方向性

(2) 生きづらさを抱える人への支援の充実

イ 取組の方向性、留意点

(ア) 困難な女性に対する支援の充実

- ・ 困難を抱える女性の不安感を解消するため、具体的な支援内容の丁寧な説明や広報などを通じて、相談利用に結びつけることが必要。

(イ) 男性や若年層のニーズに合わせた事業や相談の充実

- ・ 広報を強化して男性や若年層に対する取組の認知度を高めるとともに、男性や若年層にも事業企画に参画してもらいつつ取組を増やしていくなどの工夫が必要。

(ウ) ジェンダー平等の理解を促進する取組

- ・ 固定観念がもたらす弊害に気づき、互いの価値観や生き方を尊重し合う関係を築くため、ジェンダー平等に関して、男女間や世代間で話し合い、お互いの疑問や悩みを分かち合いながら、自分の意識や行動をどのように変えていくかを考える機会をつくることが重要。

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



II 答申案について

【内容検討①】

3 機能強化の視点

4 課題と取組の方向性

(1) 多様な主体との連携強化

(2) 生きづらさを抱える人への支援の充実

について、ご議論をお願いいたします。

II 答申案について

5 男女共同参画センターの機能強化にあたって

（1）取組の方向性

- ・ 多様な主体との連携を効果的なものとするため、各分野において様々な主体との関係性を有する市の各部署が当該団体と男女センターをつないでいくなど、市全体で連携の推進に取り組んでいくことが必要。とりわけ政策経営局男女共同参画推進課が、男女センターが多様な主体と連携・協働するネットワークを構築するにあたり、市の関係部署との調整役としての役割を果たすことを期待。
- ・ 市全体で多様な主体とネットワークを構築し、より広く効果的な事業を展開するにあたり、男女センターが専門性を発揮していくためには、中長期的な視点で男女センター職員の人才培养を進め、コーディネート機能を一層高めていくことが必要。
- ・ これまで取り組んできた女性活躍やジェンダー平等、困難を抱える女性への支援などの専門性のある事業を継続しつつ、アウトリーチ型の事業展開に合わせた人材の確保や事業プログラムの開発などを行うためには、今後、どの事業にウエイトを置くべきかを検討することが重要。限られた予算と人員体制の中で機能強化を図るには、様々な分野におけるネットワークを広げ、拠点施設型からアウトリーチ型の事業展開にシフトさせていくことも、検討する余地あり。

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



II 答申案について

5 男女共同参画センターの機能強化にあたって

(2) 事業の効果検証

- 男女センターにおいては、指定管理制度の第三者評価に加え、事業参加者の意識・行動変容について客観的に評価し、事業内容を改善するためのアウトカム指標を導入し、効果検証を行いながら事業展開を図っていくことが重要。
また、今後、強化する機能や事業についても、トライアルを繰り返しながら、効果検証を行い、よりニーズに合ったものに転換していくことが必要。

男女共同参画センター機能強化に関する検討部会（第3回）



Ⅱ 答申案について

【内容検討②】

5 男女共同参画センターの機能強化にあたって

について、ご議論をお願いいたします。

男女共同参画の推進に関する施策について（案）

令和7年 月

横浜市男女共同参画審議会

目 次

I 答申にあたって

はじめに

II 第6次行動計画の策定にむけて

1 男女共同参画を取り巻く状況

- (1) 国際社会における日本の状況 ····· 4
- (2) 国の動向 ····· ····· ····· ····· ·····
- (3) 横浜市の状況 ····· ····· ····· ····· ·····

2 基本的な方針

- (1) 男女共同参画社会の実現にむけて
 - ア 第5次行動計画の振り返り ····· ····· ·····
 - イ 目指すべき方向性 ·····
- (2) 計画期間 ····· ····· ····· ····· ····· ·····
- (3) 策定にあたっての視点 ·····
 - ア 基本姿勢 ····· ····· ·····
 - イ 課題と提言 ·····
 - ウ 第6次計画に新たに盛り込むべき視点
 - エ 取り組むべき3つの政策と行政運営の方向性 ·····

3 各施策の目標及び具体的取組

- 政策Ⅰ 職業生活における活躍支援 ·····
- 政策Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 ·····
- 政策Ⅲ 誰もが生き生きと生涯活躍できる地域・社会づくり ·····

III 男女共同参画センター機能強化について

- 1 検討趣旨
- 2 男女共同参画センターの概要
- 3 機能強化の視点
- 4 課題と取組の方向性
- 5 男女共同参画センターの機能強化にあたって
- 6 参考資料

III 男女共同参画センター機能強化について

1 検討趣旨

横浜市では、男女共同参画センター（以下、「男女センター」という。）を設置し、男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。男女センターは、前身となる横浜女性フォーラムが昭和63年に開設されて以来、横浜市の男女共同参画の推進において重要な役割を担っており、今後も引き続きその役割を果たしていくことが期待されます。

近年の多様化・複雑化する社会環境に対応するため、横浜市では、令和4年度に実施した外部専門家からなる第三者評価委員会による男女センターの運営状況等に対する評価を踏まえ、令和7年度から第5期指定管理を行っています。加えて、国においても、令和4年に「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」で、男女センターの機能の強化・充実を示して以来、内閣府専門委員会による機能強化の検討やガイドライン作成を進めているところです。

こうした状況の中、横浜市男女共同参画審議会は、令和6年9月26日、男女センターの機能強化の課題等を含めた、第6次行動計画の策定に向けて横浜市が今後取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策について横浜市長から諮問を受けました。第6次横浜市男女共同参画行動計画においても、男女センターの果たす役割は大変重要です。このため、当審議会は専門的な知見を有する委員による「男女共同参画センター機能強化部会」を設置し、第三者評価や国の方針などを踏まえながら、男女センター機能強化に関する議論を行つてきました。その結果、横浜市の男女センターが今後取り組むべき方向性について、とりまとめました。

2 男女共同参画センターの概要

(1) 設置経過

男女センター3館は、横浜市男女共同参画推進条例第11条において「男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設」として位置付けられており、横浜市男女共同参画センター条例（以下「センター条例」という。）を根拠に設置されています。

昭和63年に女性の社会的地位向上を目的として前身となる「横浜女性フォーラム」が開館し、その後平成5年に「フォーラムよこはま」（西区）が開館しました。平成17年に「男女共同参画センター横浜南」（南区）及び「男女共同参画センター横浜北」（青葉区）の開館と、「フォーラムよこはま」（西区）の閉館を経て、現在の3館体制が構築され、男女共同参画推進事業を市内全域で展開しています。

＜各施設名称等（令和7年度現在）＞

施設名称	開設年月日	所在地
男女共同参画センター横浜	昭和63年9月10日	戸塚区上倉田町435-1
男女共同参画センター横浜南	平成17年4月1日	南区南太田1-7-20
男女共同参画センター横浜北	平成17年10月29日	青葉区あざみ野南1-17-3

（2）実施事業概要

男女センターでは、センターライセンス第2条に定められた主催事業を実施しており、性別にかかわりなく誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会を目指して策定された「第5次横浜市男女共同参画行動計画（令和3年度～令和7年度）」の各施策に紐づき展開されています。

第5次横浜市男女共同参画行動計画における政策分類	男女センターの主な事業
政策1 女性活躍のさらなる推進	女性の就労支援、女性管理職の育成支援、企業向けハラスメント防止研修 等
政策2 安全・安心な暮らしの実現	DV被害者のためのサポートグループの運営、デートDV防止に向けた中学・高校等へ出前講座、各種相談事業（DVや人権侵害等）、女性特有の健康課題に着目した講座・セミナー 等
政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり	男性の家事・育児への参画を推進するための講座、男女共同参画の視点からの防災啓発の出前講座、地域の若者に男女センターが活用されるための在り方を検討する対話会 等

3 機能強化の視点

これまでの男女センターは、「男女共同参画の推進に関する施策の推進」の面では、センターという拠点施設において、先進的に専門性の高い事業を展開しており、ジェンダーについて関心や課題認識を持つ市民のニーズに応えてきました。また、「市民および事業者による男女共同参画の推進に関する取組支援」の面では、事業実施にあたり、企業や大学等と連携を進める一方、施設利用料で運営費を賄う指定管理施設の性格上、施設の貸出、活動場

所の支援が中心となっています。

いまだ根強く残る「性別役割分担意識」の解消、ジェンダー平等に関する理解を社会全体に浸透させていくためには、これまでの拠点施設中心の事業展開に加え、アウトリーチ型の取組を充実させていくことが効果的です。また、地域団体、企業、教育機関、NPOなど様々な主体と連携し、各主体が持つリソースを活用した包括的なアプローチにより、その先にいる、これまで男女センターにアクセスしたことのない市民にも届く施策を展開していくことが重要です。

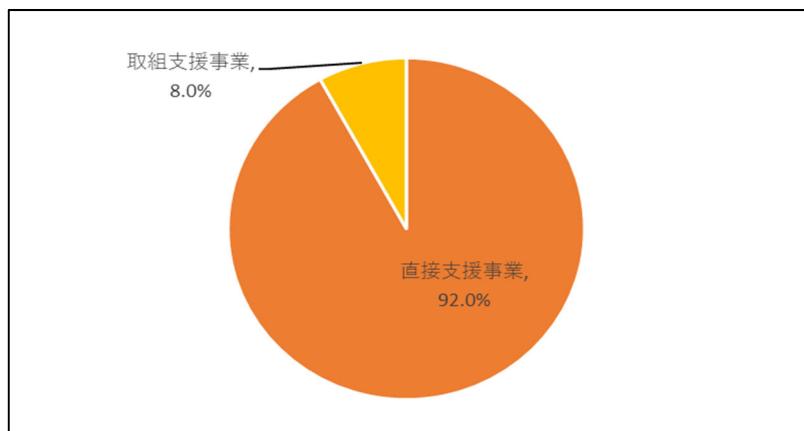
4 課題と取組の方向性

(1) 多様な主体との連携強化

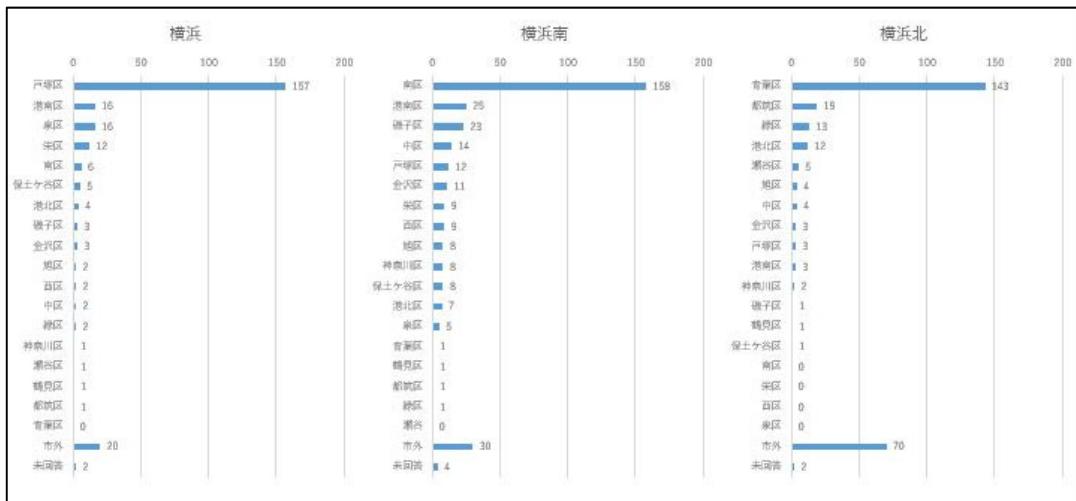
ア 課題

- 男女共同参画社会の実現には、社会全体の意識を変えていくことが必要であり、そのためには、「市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援する」という男女センターの役割を積極的に果たしていく必要があります。これまでの男女センターの取組は、予めジェンダーに関する課題認識を持っている市民の参加意向に基づき、相談や講座を受けていただく直接支援が中心であり、このことは個々のニーズに応じたきめ細かい対応という点で有効です。今後は、これに加えて、より幅広い市民への働きかけにより、男女共同参画の理念を広く浸透させ、社会の意識を変えていく取組を、さらに進めて行くことが期待されます。
- 男女センター利用者の大部分が近隣区住民ですが、今後は未利用者にとってアクセスしやすい手法で相談や講座を実施するアウトリーチ等を積極的に進めて行くことが望まれます。

【参考】男女センターの直接支援事業と取組支援事業比率（令和5年度）



【参考】男女センター3館利用者の居住地（令和5年2月～3月）



イ 取組の方向性

(ア) 課題解決に向けた様々な主体との連携

- これまで以上に多様な団体、企業等とも積極的に連携を図り、各主体を通じて広く男女センターの情報発信や事業への参加促進などを行うことで、これまで男女センターにアクセスしたことのない市民に対しても訴求します。
- 各主体が抱えている、あるいは把握している課題について、男女共同参画の視点でのアドバイスや解決策を男女センターが提案しつつ連携を深めていくことが重要です。

(イ) アウトリーチによる効果的な事業展開

- 男女センターの取組が市民等に着実に届き、効果的に進めるためには、男女センターという拠点施設を使った事業展開だけでなく、様々な主体を通じたアウトリーチの展開が期待されます。

※具体的な連携、アウトリーチの取組例

- ・保育・教育機関と連携し、教員や児童生徒、保護者等のジェンダー平等に関する理解促進に取り組む
- ・福祉分野では、地域ケアプラザと連携し、地域活動交流コーディネーター等のジェンダー平等に関する理解促進に取り組む
- ・地域防災拠点運営委員会等と連携し、日頃の訓練や発災時の避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れていく

ウ 取組をすすめる上での留意点

地域団体、企業、教育機関、NPOなどと連携した取組を推進するためには、まず、男女センターの認知度を高め、様々な主体と相互に知り合い、関わり合い、互いの強みや取組の目的を理解しあうことが重要です。そのうえで、各主体が持つリソースや専門知識を互いに最大限に活用することで、社会全体に対する影響力を高めていくことが期待されます。

(2) 生きづらさを抱える人への支援の充実

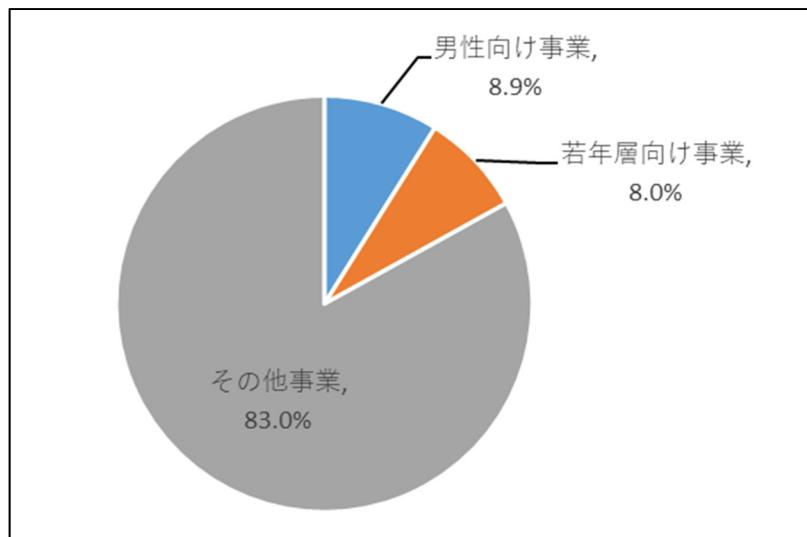
ア 課題

○ 令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により、男女センターには、女性支援に携わる関係機関の一つとして、生きづらさや困難に直面している女性の心身回復や生活再建に役立つプログラムの充実が求められており、各種相談や取組に安心してアクセスしてもらえるような工夫が重要です。

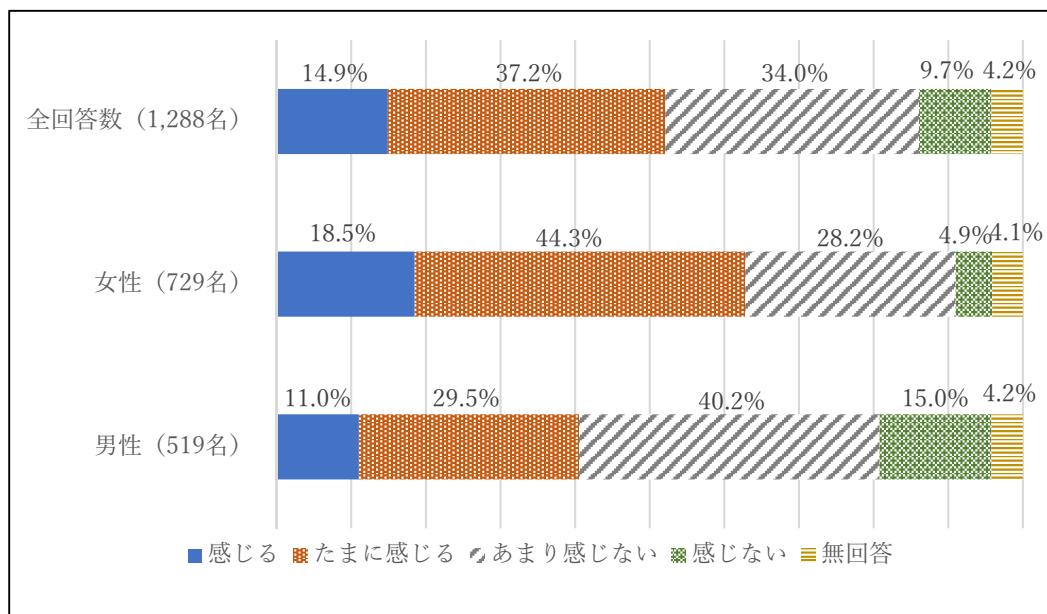
○ 社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識は、男女双方の可能性を狭め、様々な負担を生み出します。さらに、こうした固定観念により、女性だけでなく男性も生きづらさを抱えており、世代に応じた取組を実施することが求められています。

また、固定的性別役割分担意識を解消するためには、男女が互いの立場や考え方を理解し、尊重しあうことが不可欠です。とりわけ次世代を担う若年層の理解促進は極めて重要です。彼らが社会に出た後も、その知識や価値観を持ち続け、職場や家庭など様々な場所で実践されることで、男女共同参画の一層の推進が期待されます。性別に関わらず個人の多様性を尊重する意識を持つことは、差別や偏見のない、すべての人が尊重される社会の実現につながります。しかし、現状では、男性や若年層に対する男女センターの取組数や利用実績も少ない状況にあるため、男性や若年層に対する取組を充実させていく必要があります。

【参考】男女センターの男性向け事業及び若年層向け事業比率（令和5年度）



【参考】日常生活で「女／男らしさ」などを言わされることに対する不都合さや不快感
(令和6年度 横浜市男女共同参画に関する市民意識調査)



イ 取組の方向性

(ア) 困難を抱える女性に対する支援の充実

- 困難を抱える女性の不安感を解消するため、具体的な支援内容の丁寧な説明や広報などを通じて、相談利用に結びつけることが必要です。
- 困難な課題を抱える女性の背景を理解し、ジェンダーの視点に立った適切

なサポートを充実させが必要です。

(イ) 男性や若年層のニーズに合わせた事業や相談の充実

- 広報を強化して男性や若年層に対する取組の認知度を高めるとともに、男性や若年層にも事業企画に参画してもらいながら取組を増やしていくなどの工夫が必要です。
- 男性が気軽に相談や学習に参加できるプログラムの開発や、男性のニーズに合わせた情報提供、男性が抱える悩みや課題に寄り添った支援が求められます。また、男性に対するアプローチを広げていくためにも、男性も生きづらさを抱えていることについて、周囲の理解を促していくことが重要です。
- またリアルなコミュニケーションで話を聞いてもらう機会を欲している若者が参加しやすい場をつくるなどの取組も進めることが期待されます。

(ウ) ジェンダー平等の理解を促進する取組

- 固定観念がもたらす弊害に気づき、互いの価値観や生き方を尊重し合う関係を築くため、ジェンダー平等に関して、男女間や世代間で話し合い、お互いの疑問や悩みを分かち合いながら、自分の意識や行動をどのように変えていくかを考える機会をつくることが重要です。また、こうした意見交換等の場面で、効果的にファシリテーションを行うことができるコーディネーターを育成していくことが求められます。

ウ 取組をすすめる上での留意点

- 困難を抱える女性の背景にジェンダー課題がある場合、各種支援制度で縦割りにならず、横のつながりを持った支援ができるよう、福祉に関わる人材がジェンダー平等に関する知識を深めることが重要です。
- 現状では男性や若年層は男女センターへのアクセスが少ないため、SNSを活用した情報発信やICTの活用により、男女センターの認知度を上げるとともに、特にアウトリーチを積極的に展開し、男女センター側から男性や若年層にアプローチしていくことが重要です。

5 男女共同参画センターの機能強化にあたって

(1) 取組の方向性

ア 多様な主体との連携を効果的なものとするためには、各分野において様々な主体との関係性を有する市の各部署が、当該団体と男女センターをつないでいくなど、市全体で連携の推進に取り組んでいく必要があります。とりわけ政策経営局男女共同参画推進課が、男女センターが多様な主体と連携・協働するネットワークを構築するにあ

たり、市の関係部署との調整役としての役割を果たすことを期待します。

イ 市全体で多様な主体とネットワークを構築し、より広く効果的に事業を展開するにあたり、男女センターが専門性を発揮していくためには、中長期的な視点で男女センター職員の人材育成を進め、コーディネート機能を一層高めていくことが求められます。

ウ これまで取り組んできた女性活躍やジェンダー平等、困難を抱える女性への支援などの専門性のある事業を継続しつつ、アウトリーチ型の事業展開に合わせた人材の確保や事業プログラムの開発などを行うためには、今後、どの事業にウエイトを置くべきかを検討することが重要です。

限られた予算と人員体制の中で機能強化を図るには、様々な分野におけるネットワークを広げ、拠点施設型からアウトリーチ型の事業展開にシフトさせていくことも、検討する余地があります。

(2) 事業の効果検証

男女センターにおいては、指定管理制度の第三者評価に加え、事業参加者の意識・行動変容について客観的に評価し、事業内容を改善するためのアウトカム指標を導入し、効果検証を行いながら事業展開を図っていくことが求められます。

また、今後、強化する機能や事業についても、トライアルを繰り返しながら、効果検証を行い、よりニーズに合ったものに転換していくことが必要です。

6 参考資料

(1) 男女センターの施設概要

ア 男女共同参画センター横浜

男女共同参画センター横浜南、男女共同参画センター横浜北を含めた3館の中央館として相談事業や、男女共同参画の視点から図書・雑誌等を収集し、閲覧が可能である情報ライブラリ事業を実施しているほか、管理職を目指す女性の支援を実施しています。また、講演会等で利用が可能なホールや、グループ活動や会議・研修等に使用ができるセミナールーム等、目的に応じた施設の貸出をしています。

(ア) 保有施設

情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ、健康サロン、ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム

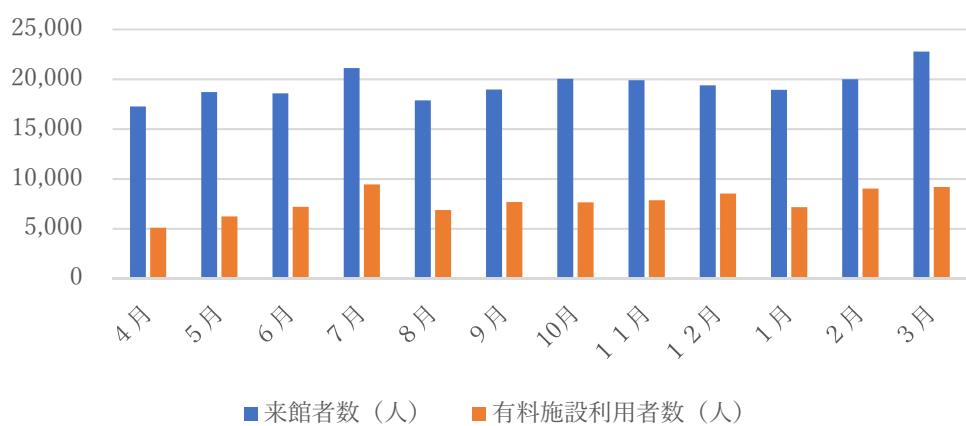
(イ) 来館者数・施設貸出状況

男女共同参画センター横浜の令和5年度総来館者数は 233,618 人、有料施設の平均稼働率は 62.5%です。月ごとの来館者数、施設ごとの利用件数等については下記のとおりです。

横浜 月別来館者数・有料施設利用者数（令和5年度）

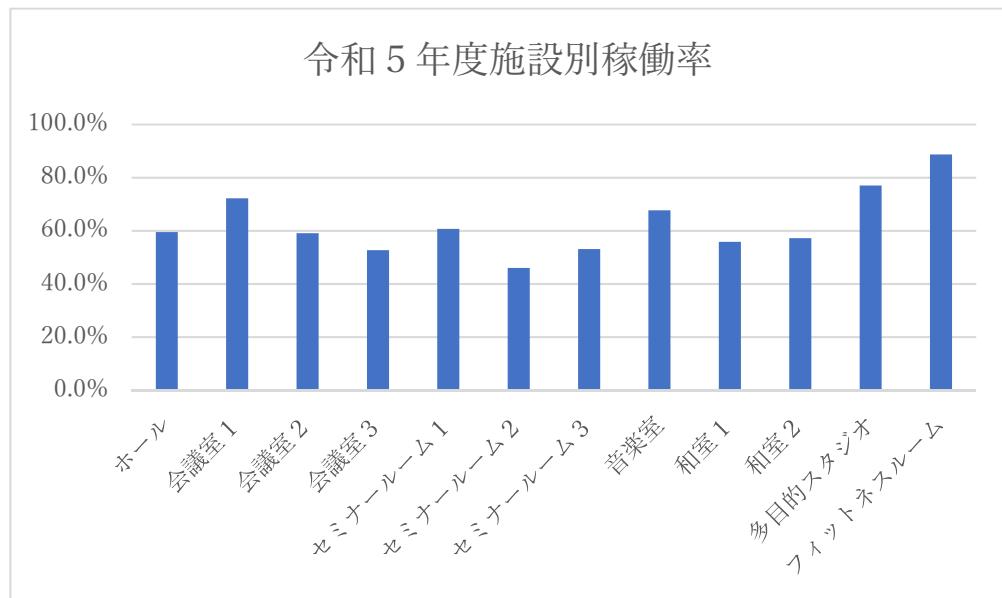
月別	開館日数（日）	来館者数（人）	有料施設利用者数（人）	
			1日あたり	1日あたり
4月	29	17,272	596	5,093
5月	30	18,716	624	6,241
6月	29	18,584	641	7,193
7月	30	21,128	704	9,455
8月	30	17,874	596	6,879
9月	29	18,969	654	7,685
10月	30	20,055	669	7,651
11月	29	19,900	686	7,851
12月	27	19,391	718	8,527
1月	27	18,941	702	7,165
2月	28	20,003	714	9,025
3月	30	22,785	760	9,197
合計	348	233,618	671	91,962
				264

令和5年度 月別来館者数・有料施設利用者数



横浜 施設貸出状況・施設別稼働率（令和5年度）

施設名	利用件数	施設稼働率	利用者数
ホール	521	59.5%	28,784
会議室 1	706	72.2%	3,762
会議室 2	578	59.1%	3,266
会議室 3	515	52.7%	4,765
セミナールーム 1	594	60.7%	3,973
セミナールーム 2	450	46.0%	5,288
セミナールーム 3	519	53.1%	6,108
音楽室	659	67.7%	8,018
和室 1	545	55.8%	3,024
和室 2	559	57.2%	3,026
多目的スタジオ	752	77.0%	2,604
フィットネスルーム	867	88.7%	13,138
全体	7,265	62.5%	85,756



イ 男女共同参画センター横浜南

横浜婦人会館を前身とし、若年層の男女センター利用に関する検討会の開催や、女性の健康支援に関する理解を広げるために、企業等に対するセミナーの実施等に取り組

んでいます。また、発表会や講演会、会議など多目的に使用が可能な大研修室や、会議、研修、ワークショップ等で利用が可能な各種研修室・会議室等を貸し出しています。

(ア) 保有施設

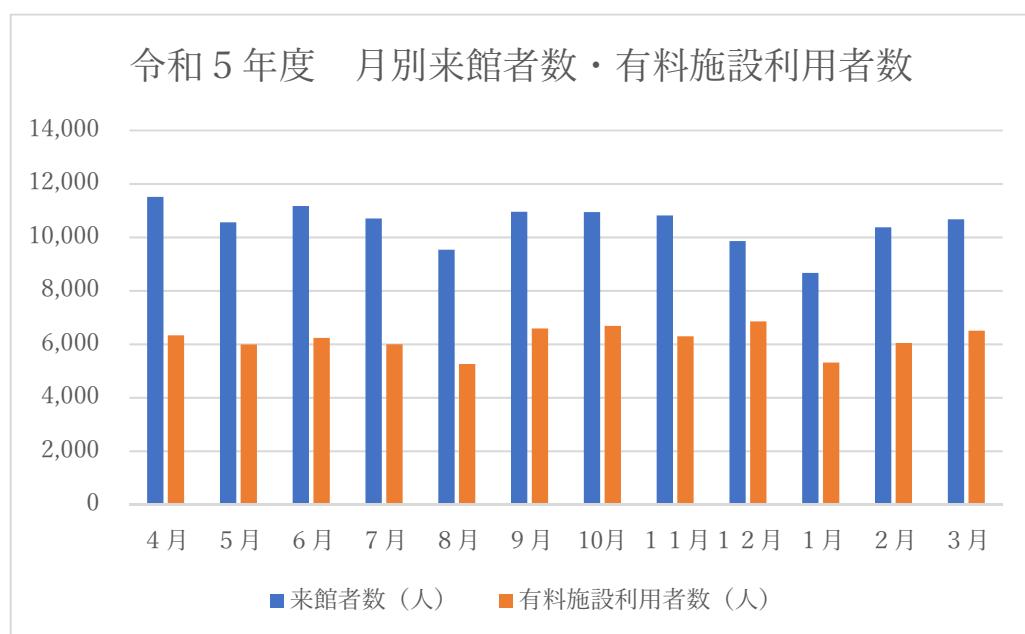
研修室、会議室、和室、音楽室、生活トレーニング室、相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ

(イ) 来館者数・施設貸出状況

男女共同参画センター横浜南の令和5年度総来館者数は 125,784 人、有料施設の平均稼働率は 50.5% です。月ごとの来館者数、施設ごとの利用件数等については下記のとおりです。

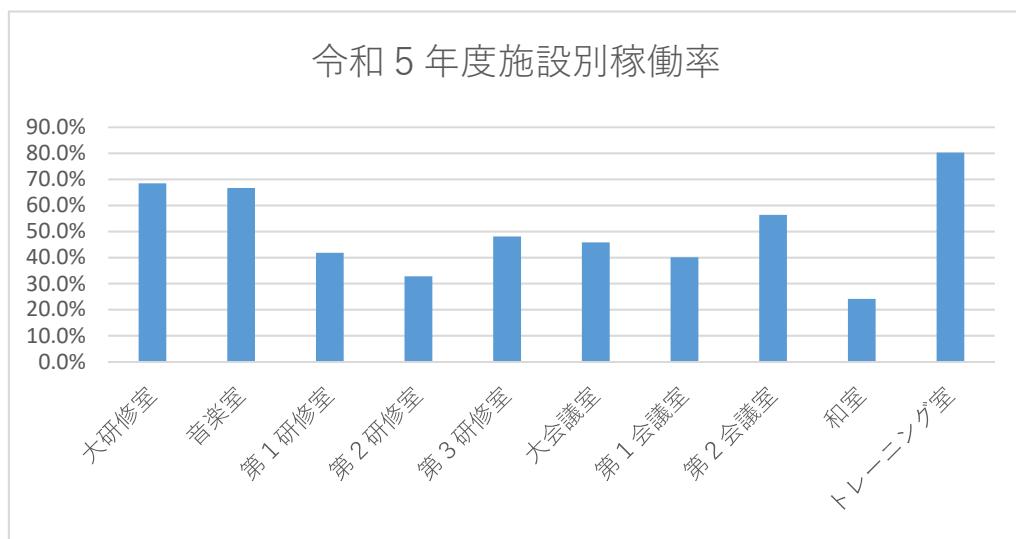
横浜南 月別来館者数・有料施設利用者数（令和5年度）

月別	開館日数（日）	来館者数（人）	有料施設利用者数（人）	
			1日あたり	1日あたり
4月	29	11,512	397	6,336
5月	30	10,562	352	5,990
6月	29	11,169	385	6,239
7月	30	10,702	357	6,001
8月	30	9,534	318	5,260
9月	29	10,955	378	6,591
10月	30	10,946	365	6,687
11月	29	10,819	373	6,300
12月	27	9,863	365	6,858
1月	27	8,669	321	5,317
2月	28	10,376	371	6,044
3月	30	10,677	356	6,505
合計	348	125,784	361	74,128



横浜南 施設貸出状況・施設別稼働率（令和5年度）

施設名	利用件数	施設稼働率	利用者数
大研修室	730	68.5%	22,924
音楽室	705	66.7%	10,324
第1研修室	385	41.8%	4,680
第2研修室	323	32.8%	3,574
第3研修室	476	48.1%	4,741
大会議室	453	45.8%	7,516
第1会議室	398	40.1%	3,099
第2会議室	557	56.4%	3,387
和室	237	24.1%	1,143
トレーニング室	821	80.3%	10,868
全体	5,085	50.5%	72,256



ウ 男女共同参画センター横浜北

市民ギャラリーあざみ野との複合館として設置され、女性の再就職・転職支援や、男性の家事・育児への参画を推進するための講座といった、男性・子育て世代向けの事業も併せて実施をしています。また、他館と同様、大人数を収容できるレクチャールームや、会議・研修等で活用が可能なセミナールーム、会議室等を設置し貸出をしています。

(ア) 保有施設

レクチャールーム、セミナールーム、会議室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ、音楽室、生活工房、健康スタジオ、駐車場

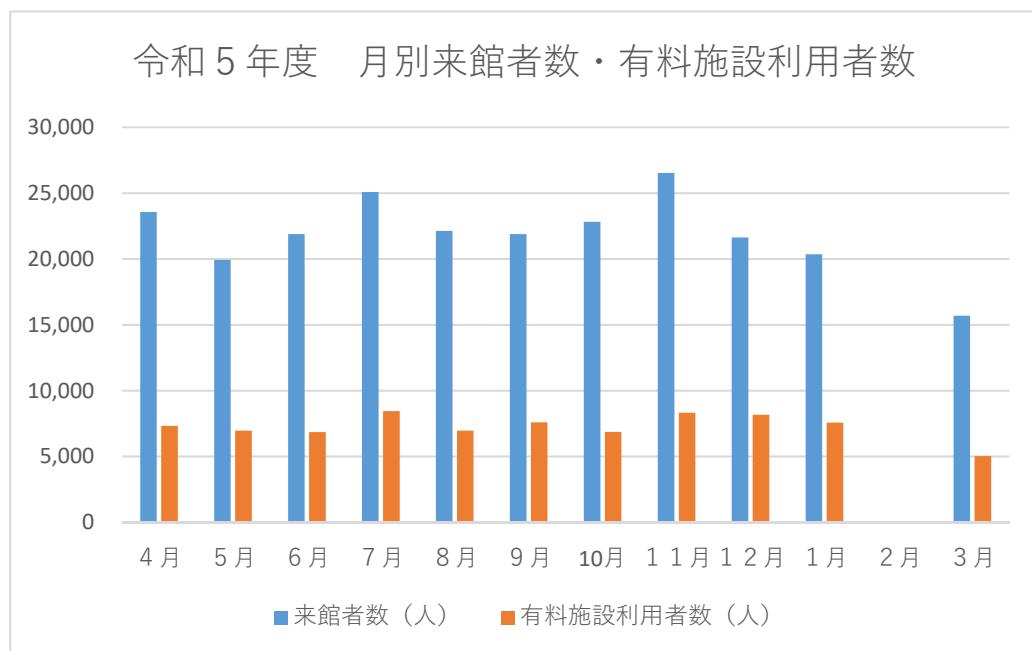
(イ) 来館者数・施設貸出状況等

男女共同参画センター横浜北の令和5年度総来館者数は 241,507 人、有料施設の平均稼働率は 60.9%です。月ごとの来館者数、施設ごとの利用件数等については下記のとおりです。

横浜北 月別来館者数・有料施設利用者数（令和5年度）

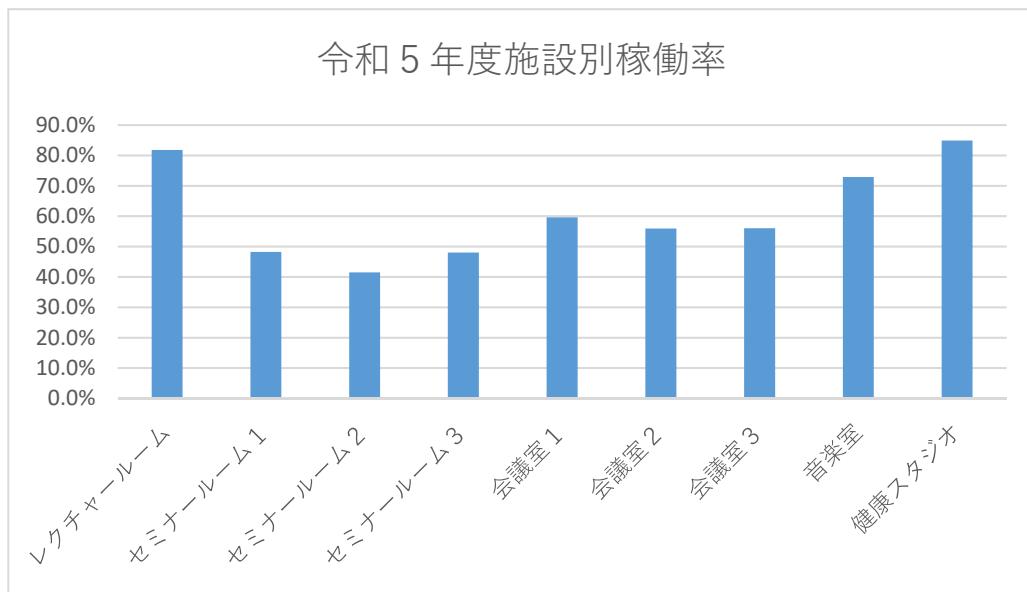
月別	開館日数（日）	来館者数（人）	有料施設利用者数（人）	
			1日あたり	1日あたり
4月	29	23,560	812	7,327
5月	30	19,933	664	6,968
6月	29	21,884	755	6,854
7月	30	25,080	836	8,446
8月	30	22,133	738	6,959
9月	29	21,889	755	7,600

10月	28	22,827	815	6,869	245
11月	28	26,529	947	8,324	297
12月	27	21,625	801	8,160	302
1月	27	20,360	754	7,573	280
2月	0	0	0	0	0
3月	19	15,687	826	5,027	265
合計	306	241,507	789	80,107	262



横浜北 施設貸出状況・施設別稼働率（令和5年度）

施設名	利用件数	施設稼働率	利用者数
レクチャールーム	672	81.8%	35,350
セミナールーム1	410	48.2%	5,684
セミナールーム2	351	41.5%	4,554
セミナールーム3	408	48.0%	4,593
会議室1	511	59.6%	3,943
会議室2	480	55.9%	3,121
会議室3	481	56.0%	3,019
音楽室	624	72.9%	6,179
健康スタジオ	725	84.9%	10,669
全体	4,662	60.9%	77,112



(2) 男女センターの収支構造について

男女センター運営にかかる費用については、施設で実施する事業や施設そのものの利用による収入や、企業・個人からの助成金・寄附金、そして横浜市からの指定管理料収入が主となっています。一方、支出は施設の管理に伴う費用や事業実施費、人件費等となっており、全体の予算規模は約6億9千万円となります。

＜令和6年度収支予算書＞

項目	金額	内訳			横浜北
		横浜	横浜南	横浜北	
収入	事業収入	37,658	21,059	5,888	10,711
	助成金・寄附金収入	1,542	1,100	370	72
	指定管理料収入	584,954	316,994	110,822	157,138
	施設利用料収入	57,307	20,196	11,074	26,037
	その他収入	3,750	2,400	750	600
収入計		685,211			
支出	事業費	63,232	34,587	8,050	20,595
	施設管理運営費	281,168	134,477	56,618	90,073
	人件費	332,921	188,390	62,881	81,650
	その他（固定資産取得支出、減価償却引当資産取得支出）	7,890	4,295	1,355	2,240

支 出 計	685,211
----------	---------

(3) 第三者評価委員会の評価（抜粋）

ア 第三者評価制度

横浜市では、指定管理者による施設運営について、第三者評価機関・選定評価委員会による評価を行っています。第三者評価制度は、指定管理者・市・利用者といった日常的に各施設に関わっている立場から離れた第三者が評価するもので、客観性がはかられるとともに、多角的な視点からの評価が行えることが大きな特長です。評価時期は、指定管理期間の2年目もしくは3年目に実施することを基本とし、指定期間内に最低1回実施することとし、男女センター3館は令和4年度に評価を実施しました。

イ 男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会委員（敬称略）

氏名	経歴
青木 玲子	公益財団法人日本女性学習財団 理事 元 越谷市男女共同参画支援センター 所長
川崎 定昭	公認会計士
小ヶ谷 千穂 (委員長)	フェリス女学院大学 文学部 教授
大高 聰	元男女共同参画センター横浜 市民運営協議会 会長 公益財団法人横浜YMCA 副総主事 横浜中央YMCA 館長
森 祐美子	特定非営利活動法人こまちぷらす 理事長 横浜市教育委員

ウ 委員会としての総評

- (ア) 協会には、男女共同参画施策を推進する「拠点施設」としてのセンターを時代の要請に応じてさらに効果的に活用するとともに、市域における中間支援機能の核として、多様な専門性を有する様々な主体が支え合いながら政策実現に向けて行動できるよう、さらなる役割を発揮することを期待したい。
- (イ) 今後、男女共同参画の政策をさらに推進していくにあたり、元来、施策の主な対象としてきた女性に加え、これまで男女共同参画に関心が高くなかった層や男

性へのアプローチも 含め、一人でも多くの市民が政策の理念に共感し参画につながるよう、取り組むことが求められている。そのためには、センター及び協会の理念や取組がわかりやすく可視化され、市民に届いていることが重要となる。

- (ウ) 様々な分野で施策展開の裾野を広げ、さらに取組を浸透させていくためには一層のIT活用はもとより、18区役所、地区センター、子育て支援拠点、小中学高校大学等への働きかけなど、サテライトやアウトリーチ、域内連携にこれまで以上に取り組むことが重要である。あらゆる角度から拠点機能の枝を広げ、市民との接点を増やすよう積極的に取り組むことを期待したい。
- (エ) 施策の実行によって対象者にとってどのような効果があったのか、社会課題がどのように改善されているのか、アウトカムで取組を評価していくこと、その成果等の情報が可視化され市民に提供されていることも非常に重要である。

(4) 国の動向

ア 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）（抜粋）

(ア) 基本的な考え方

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）」を着実に実行するため、取り組むべき事項を定めている。

近年、若い女性が地方から大都市へと出て行く傾向が強まっており、その背景には、根強い固定的な性別役割分担意識があると考えられ、特に経済的に自立したい女性にとっては、地元で生活するという選択肢が選びづらくなっています。この流れを止めるためには、全国津々浦々でジェンダー・ギャップを解消し、男女共同参画社会を実現する必要がある。

(イ) 具体的な取組（各地の男女共同参画センターの機能の強化・充実）

全国355か所に設置されている男女共同参画センターに対するヒアリング・アンケート結果から抽出された課題である専門人材の確保、関係機関・団体との連携強化、地域による取組の温度差の解消を強力に進め、男女共同参画センターの機能強化を図る。また、地域女性活躍推進交付金等を活用した事業に関するノウハウを蓄積し、優良事例としてまとめ、共有する。さらに、センター関係者を対象とした研修の在り方の抜本的な見直し、内容の充実強化を図る。ワークショップ形式を含めた実践的な内容の研修を実施し、センターの活動の活性化を促す。

イ 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討
に関する提言（案）（令和6年10月）（抜粋）

（ア）概要

政府は、地域での男女共同参画の実現が若い女性の地方から大都市への転出や少子化・人口減少の加速化の流れを止める要素の1つであるとし、男女共同参画センターはこれまで男女共同参画に関する地域の様々な課題に実践的に対応する役割を果たしてきたことから、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）に、独立行政法人女性教育会館について、各地の男女共同参画センターを東ねる拠点機能の強化を行うこととともに、各地の男女共同参画センターの機能の強化・充実を記載した。その後令和5年11月に「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループの開催が決定され、センターの機能強化を実現するため、地方公共団体において手引きとして活用されることを念頭において、センターの業務及び運営についてのガイドラインの作成に関して検討することとし、以下提言案が示された。

（イ）提言内容（抜粋）

a 男女共同参画センターの役割

地域における男女共同参画の課題やニーズは様々であるため、課題を解消し、ニーズに応えるきめ細かい施策・取組を進めていくには、行政だけではなく、地域全体で対応する必要がある。特に近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等、様々な社会情勢の変化を受け、女性特有の健康課題や、男性の孤独・孤立への対応等、男女共同参画社会の形成を促進する上での課題やニーズも新たなものが次々と生まれ、変化し続けていることに鑑み、関係機関・団体と連携・協働し、機動的に活動できる拠点を設ける必要性・重要性が高まっている。今後のセンターに求められる主たる役割は、広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、広報啓発や講座・研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現することである。

b 男女共同参画センターの理念

センターは、あらゆる地域住民に開かれた存在であるべきである。そのため、男性や障がい者、外国人住民等にも利用しやすい存在を目指し、事業の実施においても多様な機関・団体や、広く住民の参画を得るべきである。

c 地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施

企業、学校等の協力を得て実施すべき男女共同参画事業を円滑に実現し、地域のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくために、地方公共団体内の産業、教育等を所管する部署との関係を構築する。

d 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修

地域住民に固定的性別役割分担、アンコンシャス・バイアス、ジェンダー・ギャップに対する世代間の意識の違いに気付いてもらうことや性別由来の困難に直面している女性が課題を解決していくこと、あるいは地域で活躍する女性をエンパワーメントすることを目的とした広報・啓発や講座等を実施し、地域における男女共同参画の意識改革や行動変容を大きく前に進めていく。

出前講座等により企業や学校、地域コミュニティ（自治会、消防団等）と日頃からつながりをつくり、活動の裾野を広げていくことが重要である。また、関係機関・団体との意見交換を通じて、対象やそのニーズに適した広報・啓発、講座の在り方を模索する。

e 地域における様々な関係者との連携

以下関係団体等との連携強化や普及啓発、取組の推進を図る。

- ・若年層に対する教育に関する学校等との連携
- ・女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携
- ・女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談支援機関との連携
- ・男女共同参画の視点に立った防災の推進に関する地域コミュニティ（自治会等）との連携

f 男女共同参画センターの利用促進のための取組

センターによっては、利用者が一部の層（女性、高齢者等）に固定化している等の課題があるが、男性や若年層の利用を進める必要がある。今後の社会構造や時代の変化に伴い、例えば、地域において外国籍の住民割合が増加すること等が考えられるが、そうした変化に合わせた多様なニーズに応えていくことが望ましい。

第1回 男女共同参画センター機能強化に関する検討部会 会議録	
日 時	令和6年11月13日（水） 午後2時00分から午後5時00分まで
開催場所	男女共同参画センター横浜南 第1研修室
出席者	【委 員】池田誠司委員、池田浩久委員、江原由美子委員、櫻井彩乃委員、鈴木一博委員 【事務局】深川男女共同参画担当理事、峰男女共同参画推進課担当課長、後藤担当係長、赤間担当、中山担当
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
本日の流れ	1 本部会の設置目的 2 部会長の選任 3 第1回部会における検討事項 4 男女共同参画センターの位置づけ 5 男女共同参画センターの取組状況（※センター館内の視察含む） 6 検討事項に関する議論 7 事務連絡
決定事項	部会長を 鈴木一博 委員とする。
議事	<p>1 本部会の設置目的 本部会が横浜市男女共同参画審議会への諮問や国の男女共同参画センターの機能強化を踏まえ審議会部会として設置したことについて確認。</p> <p>2 部会長の選任 委員互選により、鈴木委員を部会長に選任。</p> <p>3 第1回部会における検討事項 以下内容にて検討を進めていくことを確認。 (1) アウトリーチの拡充 (2) 企業・大学等、地域の関係機関・団体との連携 (3) 若年層や男性に対する取組 (4) 今後重点的に実施するべき事業 (5) 認知度向上 (6) 適切な事業評価</p> <p>4 男女共同参画センターの位置づけ 男女共同参画センターの位置づけについて、事務局より説明。</p> <p>5 男女共同参画センターの取組状況 男女共同参画センター横浜南館内を視察。</p>

視察終了後指定管理者である公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会より、男女共同参画センターの取組状況について説明。

6 検討事項に関する議論

(1) アウトリーチの拡充

〔鈴木部会長〕

小中学校の授業枠を使った取組も行うべきではないか。保育園児よりも、小中学校の世代のほうが児童・生徒は理解しやすいと思う。

〔江原委員〕

性別・性的志向に関わらず、自分の体を尊重し、他の人も尊重されるべきという考え方方が浸透していない。また、性被害にあった男性は誰にも相談できず苦しい状況に陥るが、誰もが被害者、加害者になる可能性があることを、最初に子どもに教えるべき。

男性向けの話としては、最近増加している男性不妊症がある。不妊症に悩む男性に対する相談を男女共同参画センター（以下、「センター」と言う。）に受けて欲しい。

また、不妊治療や出産・子育てについて夫婦や未婚の男女が話し合う機会を設けられるよう講座を開催して欲しい。

〔池田（浩）委員〕

ファザーリング・ジャパンでは昨年初めて学校で性教育に触れた。このような取組は増えており、PTAの講演でも今年初めて性教育を取り上げた。このような保護者向けのアプローチも有効だと思う。

男女共同参画について、しっかりとつながり、アウトリーチをしつつ、情報をもって連携していくことが重要。例えば企業に「学生はこう思っていますよ」と伝えると、企業も耳を傾ける。情報収集と連携のコーディネーター的な役割を果たすことで、ニーズや重要度が増すと思う。

女性活躍を進めていくためには、男性の家庭参画が必要。制度だけでなく、働き方などに関する企業の考え方が変わっていく必要がある。

〔櫻井委員〕

アウトリーチについては、カスタマージャーニーの視点を活かし、どのように実施するか検討する必要がある。

赤ちゃんの誕生直後から男の子か女の子かで助産師や看護師の対応も異なり、両親にもステレオタイプを植え付けてしまうので、妊婦に関わる医療関係者等に啓発が必要だ。こどもたちが育ちの過程の中でジェンダーを学んでいく必要がある。

「こども政策の基本的な方針等を定める大綱」には、性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期からジェンダーの視点を取り入れるという記載がある。こどもたちが育ちの過程の中でジェンダーを学び、先生からも適切な声かけがされるような環境を作っていく必要がある。

教職員向けの研修も実施しているが、まだまだ理解が不足している。ジェンダー平等について先生が持つ認識をアップデートすることが重要。まずは先生の意識を変え、その次に生徒たちにやっていくのがよい。

保護者自身も性教育が気になっているので、こどもと一緒に保護者にも性教育をすることも大事。

女性特有のがんは女性の問題にされがちだが、子宮頸がんではHPVは男性も関わるところもあるので、親子で一緒に考えて一緒に行動していく形もよいと思う。

〔池田（誠）委員〕

社会福祉協議会は福祉教育を支援するプログラムを作成し、学校からの問い合わせに対応できるようにしている。会員組織を活かし、地域団体や民生委員、地域活動者向けに勉強会を開催しており、町内会単位でも年に1回程度行っている。こうした活動の中で紹介できる方がいればセンターにつなぐなど、社会福祉協議会としても何かできればと考えている。

〔池田（誠）委員〕

アウトリーチは支援が届かない人（課題を抱えるが発見できない人）に対して行うものと、啓発的なものと分けて考えていく必要がある。

（2）企業・大学等、地域の関係機関・団体との連携

〔江原委員〕

最近、消防団にも女性が増えているが、防災上必要なこと。能登半島地震では避難所運営に男女共同参画の視点が取り入れられていなかった。

高齢者になればなるほど性別役割分業的な暮らしをされていた方は多く、こうした方が中心に避難所の運営をすると若い人が暮らしにくく感じてしまう。

〔櫻井委員〕

大学生の時に、東日本大震災で被災した福島の若い女性たちにヒアリングし、女の子のための防災ブックとキットを作成した経験がある。その中で、地域防災訓練を通じて行動変容を促すことの重要性を感じた。講座も大事だが、實際

の訓練やロールプレイの際にジェンダー視点を取り入れたり、備蓄の見直しをしたり、みんなで話し合えるとよい。

また、聴覚障害者の方と一緒に地域を回った際、防災用品の不足やバリアフリーの問題など、いろいろなことに気付いた。実際にやってみる、行ってみることでわかることもたくさんある。センターが出かけていき、パンフレットを配りながら話を聞くことで、把握していなかった困りごとを知ることができ。防災の部分はこうした観点でアウトリーチに取り組んで欲しい。

〔池田（浩）委員〕

地域福祉の分野では地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーターなどが活躍している。また、地域福祉においても、防災はとても重要なテーマ。コーディネーターの方々に男女共同という視点が入れば、変わっていくのではないかと思った。

〔江原委員〕

直接行かなくても、パンフレットやDVDを作って地域で使ってもらうなど、マンパワーが足りないときでも工夫は可能。

福祉的な支援の対象者の背景にジェンダー課題がある場合、支援制度に分断されず、横のつながりを持った支援ができるよう、社会福祉士等、福祉に関わる人材には、ジェンダー平等に関する知識を深めてもらう必要がある。

また困難女性支援法、と聞くと「なぜ女性だけなのか」と考える方が多い。男性・女性問わず必要な施策に取り組んでもこぼれ落ちてしまうものを救うための法律だと説明して初めて御理解頂ける。

〔櫻井委員〕

市がやることとセンターがやることの棲み分けが必要。そのうえで、行政内部のジェンダー主流化の理解を進めることで、各部署の事業にジェンダーの視点が入り、結果としてジェンダー課題に対する取組が全市的に進んでいくことになり、予算規模の拡大につながる。また、各部署がパイプとなり、大学や企業、市民社会側へのアプローチ手段も増えていく。

滋賀県のセンターでは、若者向けリーダーシップ講座や企業向けのイクボス講座、教職員向けの講座を実施している。兵庫県豊岡市では、企業関係者がジェンダー平等を進めるための組織を作り、市役所も参画している。こうした取組を参考にし、横浜市全体のジェンダー平等を進めるために、市とセンターの役割分担を明確にする必要がある。

ジェンダー教育は、ニーズの違いやジェンダーに関する様々な事象を理解できることで問題が生じていることに取り組むこと。1人1人の日々の生活に関係することとして腹落ちし、自分事に変えてもらわないと何も始まらない。

〔池田（誠）委員〕

企業は SDGs に取り組もうと思つてもできないところもあるので、連携することにより SDGs に取り組めることをアピールすることで連携が広がるのではないか。

〔池田（浩）委員〕

企業、学校、団体という表現ではなく、具体的にどういった連携先なのか、そこにどういった課題があるのかを明確にした上でアプローチすることが必要。イベントに子どもを呼び込むことができれば、企業参加も得ることができるのでないか。

〔江原委員〕

横浜市貢献表彰企業や大学の男女共同参画部門との共同事業の開拓、特に学生の企業選択や職業選択に役立つイベントを共催し、連携を強化していくことが大切。

（3）若年層や男性に対する取組

〔櫻井委員〕

センターについては、そもそも何をしている場所なのか全然知られていない。東京都も各地域のセンターの認知度はとても低い。まずはあらゆる方法で知つてもらうことが必要。また、知つてもらうだけでなく、来館や事業利用のハードルを下げる必要がある。カフェがある、本が借りられる、居場所になるなどもあわせて PR する必要がある。

若者は興味のある講座があっても、開催時間が合わないことがある。部活に参加する若者が参加しやすいよう、平日夜に講座等を開催したり、若者限定の取組であることを伝えて若者が参加しやすくしたりすることが大切。

若者と SNS でいろいろなやり取りをしているが、そのやり取りの中でリアルなコミュニケーションの中で誰かに意見を聞いてもらう機会を求める若者が多いことが分かっている。知つてもらう、来てもらう、ここにいつでも来ていいという安心・安全な場を提供できるよう設計をしていくことが大事。

講座のテーマ設定も工夫が必要で、ジェンダーに関する問題や小論文が入試で出題される、といったような時代の流れをうまくとらえたテーマ設定を行うと若者が参加しやすくなる。また、インターンシップ制度を導入し、若者自身がセンター事業を企画することで、当事者意識を高めることができる。福岡の例では、インターンが大学の単位取得につながり、インターン終了後に学生が意見書を議員に提出した。こうした取組を検討してほしい。

〔池田（浩）委員〕

男女共同参画における男性の取組は家事育児が中心で、子育て支援と競合しております、世代や就業状況、子どもの年齢等に応じたきめ細かいテーマでコミュニティづくりに取り組むなど、差別化が必要。男性を呼び込むためには、ニーズや必要性を見出し、来てもらうタイミングや明確なテーマ設定が大事。

アプローチ方法の一つとして、地域住民を味方につけることが必須であり、地域の協力を得ることでマンパワーや予算の問題を解決し、政策の充実につながる。地域の方へのアプローチを通じていろいろと波及させていくことが重要。

〔櫻井委員〕

埼玉県のセンターでは、広いスペースを学生が利用できるようにしている。自習スペースやコンセントがある場所におすすめ本やイベントのチラシを置くとよい。東京都清瀬市では、自習スペースを利用する若者に条例か計画の改正時に参画してもらい、表紙のデザインやわかりやすい言葉の選定を行った。横浜市も第6次計画の策定時に若者の意見を取り入れることが必要だが、アウトプットとして外に出していく際に、若者を巻き込むのも良いと思う。

また、男性もいろいろ抱えていると思う。匿名での相談やweb会議での交流、飲みながらの話し合いなど、女性とは違ったアプローチが必要。

〔江原委員〕

男女間の対立が強まっていることに関して、講座を開催するのはどうか。若者の中には、ジェンダー平等に対して漠然とした嫌悪感を持つ人もおり、反フェミニストの感情が高まっている中で、教え込もうとするのではなく、なぜそのような意識があるのか自分で探ってもらうようなアプローチがよいと思う。

〔櫻井委員〕

若い男性の中には、ジェンダー平等が何となく嫌いと思う人もいる。就職活動の際に女子と同様の機会がない状況から「なぜ自分たちの世代がジェンダー不平等を被るのか」と考える男子学生や、今の社会でなぜジェンダーなのかという感覚の若者もいる。今の社会構造を丁寧に説明し、どうすればいいかと自分自身で考える機会があるとよい。男だからつらいと言える機会の確保も大切。押しつけの教育ではなく、疑問をシェアしながら考えていくというアプローチが必要。

〔江原委員〕

こうした意見交換の場に同席して適切に進められるコーディネーターを育成

し、誤った方向にいかないように支えていくことが大事。

また、若年男性のキャリア支援や大学内サークルとの連携を図るのも手法のうちの1つ。

〔池田（誠）委員〕

男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動等の機会をとらえて若者が運営に参画するイベントを開催する。

〔鈴木部会長〕

若者や男性が男女共同参画を自分事としてとらえることのできるような、身近な社会で起きていることを伝え、少しでも関心を持ってもらう取組を強化したらどうか。

（4）今後重点的に実施すべき事業

〔江原委員〕

男女間のコミュニケーションギャップは深刻で、固定観念が議論を妨げている。コミュニケーションギャップを知識の時点で解消できるようにしたり、あるいはディスカッションの場を設けて意見を戦わせるといったことがセンターの重要な機能になるのではないか。押し付けにならないよう、うまく誘導していくような事業が必要。

〔櫻井委員〕

行政とセンター・他機関の役割を今一度整理することが良いのでは。マンパワー・予算に限界があるため、ストップする事業や、増やしていくべき若者・男性向けなどの事業を選択していく必要がある。センターだけではなく、市民社会の活動を活発化していくために、グループでの活動を増やすことも大事。センターが事業を手放せるようなコミュニティや組織を作ることをゴールにしてもいいのではないか。そのためには横浜市全体で男女共同参画に関する市民活動状況の洗い出しをすると良い。

（5）認知度向上及び（6）適切な事業評価

〔池田（誠）委員〕

「男女共同参画」という言葉が固く、一歩足を踏み込みにくいなど感じる。その目的がないと利用できないイメージがあるので、キャッチコピー・キャラクターなどもあると良いのでは。

〔池田（浩）委員〕

もっとこども達を巻き込む施設はいかがか。こどもが集まると親も集まります。こどもが成長することで中学生の居場所になるなど、利用する層も変わってくる。

〔鈴木部会長〕

区民祭り等、地域イベントへの参加し男女共同参画センターの取組を紹介し、センター・協会の名を拡散・浸透させることも一つの選択肢。

〔池田（誠）委員〕

適切な事業評価については講座参加者に事後アンケートを行うことによって、意識や行動がどう変わったか把握することができる。

〔鈴木部会長〕

本市の政策立案に係る根拠が、データやアウトカムにシフトしつつある中、センターの事業評価もこれを意識したものとする必要がある。昨年度行われた調査（令和5年度男女共同参画センター等における男女共同参画推進施策検討のための調査）を定例的に行い、市民意識調査の結果などとも連携させ、施策・事業の効果測定をしなければならないと思われる。指標のとり方も難しいが、専門的な知見も得ながらわかりやすく適切な指標を設定する必要がある。

6 その他御質問・御意見等

〔池田（誠）委員〕

センターは誰もが利用できるものだが、地区センターなどとの差別化はなくてよろしいのか。利用施設として活用してもらいつつ、男女共同参画のPRや協働事業に引き込むなど、コーディネートしていくことも必要と感じた。

〔鈴木部会長〕

居場所や活動拠点としての重要性はあるものの、市民等のセンターの利用目的は、すべて男女共同参画を目的としているとは言えないのではないか。施設利用も含めてセンターの機能を確認し、十分活用されていない部分があるのであれば、そこを見直し、新規・充実事業に振り向けることを検討した方が良いと思われる。

7 事務連絡

第2回 男女共同参画センター機能強化に関する検討部会 会議録	
日 時	令和7年1月27日（月） 午後2時00分から午後4時00分まで
開催場所	男女共同参画センター横浜南 第1研修室
出席者	【委 員】池田誠司委員、池田浩久委員、江原由美子委員、櫻井彩乃委員、鈴木一博委員 【事務局】深川男女共同参画担当理事、峰男女共同参画推進課担当課長、後藤担当係長、赤間担当
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
本日の流れ	1 第1回部会のまとめ 2 男女共同参画センターの機能と市との役割分担について (第1回部会でご指摘のあった追加検討項目)
議事	<p>1 第1回部会のまとめ</p> <p>第1回部会について、以下項目ごとの委員からの意見内容について確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アウトリーチの拡充 (2) 企業・大学等、地域の関係期間・団体との連携 (3) 若年層や男性に対する取組 (4) 重点的に実施するべき事業 (5) 認知度の向上 (6) 適切な事業評価 <p>〔池田（誠）委員〕</p> <p>男性に対する取組をすすめるうえで、協会の男性職員の視点も必要。</p> <p>〔池田（浩）委員〕</p> <p>若年層含めすべての年齢の男性に事業やアプローチが必要ということであれば、世代によって課題が違う。</p> <p>〔江原委員〕</p> <p>問題を抱えている女性が支援を利用しないのは、行政がどのようなことをしてくれるのかわからず、漠然とした不安感を抱えているから。説明は丁寧に行うべき。</p> <p>また、男性もいろいろな男性がいて、悩みが違うので、それぞれにマッチした講座を作つてほしい。事業展開の中に当事者とのヒアリングを盛り込み、男性職員が事業を企画していく必要がある。子育て世代だけなく、男性の孤立の問題など様々なアプローチが必要になる。</p>

2 男女共同参画センターの機能と市との役割分担について

(第1回部会でご指摘のあった追加検討項目)

以下（1）～（5）について事務局より説明

- (1) 男女センターの役割
- (2) 市との役割分担
- (3) 市や関係団体等との連携
- (4) 役割分担や連携における課題
- (5) 施設運営も含めた男女共同参画センター全体の機能に関する課題

※本部会では（4）及び（5）について議論

(4) 役割分担や連携における課題

〔江原委員〕

市の事業に男女共同参画の視点をしっかりと持たせるのは市側の役割。福祉、病院、教育など、ジェンダーに関する各部署の担当者が男女共同参画の視点を入れていくことで、市の事業全体が男女共同参画に向けて動き出す。

また、男女共同参画推進課は、全市の取組の男女共同参画に関わる動きを把握し、さらに前に進むよう、支援する立場。

〔池田（誠）委員〕

各部署との連携を進めて行くとすると、間に入って調整する存在がいないと、男女共同参画センター（以下、「センター」と言う。）は対応しきれなくなる。

〔櫻井委員〕

ステークホルダーの整理について、まず男女共同参画推進課と男女共同参画センターがあり、男女共同参画推進課の周りに、様々な関連部署がある。男女共同参画センター周りにも同様のものがあり、お互いがステークホルダーとして関わっている。矢印で、市がどう関わり、また、市の各部局と男女共同参画推進課がどう関わっているのか、関係性を矢印で整理されると良い。さらに、センターと他部局との関係性についても、すでにあるところと全くないところがあるので、一度整理されるとわかりやすい。

センターの事業計画には、事業ごとに連携先の部署を書いているので、男女共同参画推進課、他部局、センターの事業を一覧にし、事業計画を整理するとよい。

女性管理職割合やジェンダーに対する取組に関する考えを把握した上で、職員が体系的に学んでいける取組などが必要。例えば、実際に自分が平等に考え、行動できているかセルフチェックできる取組も必要。職員一人一人がジェンダーについてどう捉えているかを探る方が良い。例えば自分自身が困っていることなどをどのように考えているか聞くことが大事。

市の広報物のチェックなど、共通のルールを設け、定期的に職員が参照できる

ツールを作成するべき。

〔鈴木部会長〕

外国人施策と同様、男女共同参画の分野においても、例えば防災など各区局にとっての課題をうまくとらえて、共通認識に立った取組を行うことが必要。

〔江原委員〕

相談は、広めの窓口設定が重要で、一旦相談を受け止めた後に、相談内容に応じ仕分けすればよい。重複を過剰に心配せず、多くの人が相談できる体制を作る方が行政につながるという意味で大事。相談者は、身近で知りうる場所に相談するので、どこでもできる体制を作ることが必要。センターでは行政の施策ごとではない様々な相談を受けており、市民の立場からすると非常に重要。

〔鈴木部会長〕

相談窓口については補完性があつていい。例えば、区役所では時間内ののみの対応である一方、センターでは夜間や土日の窓口を開いているのであれば、重複の必要性を説明できる。

〔池田（浩）委員〕

男女共同参画推進協会の経営ビジョンの「社会情勢や市民ニーズの変化を捉え、先行きを見越し、半歩先を見据えた施策・事業を提案・企画」は重要な取組。いろいろなアンテナを張って先のニーズを見つけることはとても大事。重複を避けるのではなく、それぞれが整理されていれば良い。

〔櫻井委員〕

市のジェンダー主流化を進めるにあたり、外部のリソースも含めて色々なものを使いながら取組を進めていくべき。例えば、トップがジェンダー主流化の方針を立てた自治体はいろいろ変わっていく。特に人口が流出している自治体ほどそういう傾向があり、実践している自治体のトップから学ぶのも1つの手段。

〔江原委員〕

国立大学では大学の中期計画を策定する際、男女共同参画に関する取組が必須項目であり、その内容が大学の予算獲得にも影響を及ぼすほどである。やや強制的ではあるが、それにより当該大学内で男女共同参画が不可欠なものとして認識されていく。市のジェンダー主流化を進めるにあたり、そのような制度的な手段を設けるのも一つの選択肢ではないか。

(5) 施設運営も含めた男女共同参画センター全体の機能に関する課題

〔櫻井委員〕

施設運営も含めたセンター全体の機能について、指定管理による男女共同参画センターでは、箱物の管理がメインタスクになってしまっている。男女共同参画に関する事業になかなか手が回らないという意見は、他自治体の多くのセンターからも聞く。そこから男女共同参画に関する事業にシフトしたくてもうまくいかない。貸館業務をやっている状況を踏まえると、人を増やさない限り、男女共同参画に関する事業を増やしていくという事は難しい。

ウェブサイト等で素敵な民間施設を安価で借りる人も増えていることが稼働率の減少にも影響している。高齢化に伴う男女共同参画を地域で進める団体の減少も、稼働率の減少につながっている。こうした点も踏まえて、若年層や男性など新たな人を巻き込んでいく必要性が高まっている。

チェンジメーカーの育成は時間を要し、地域で活動する人の育成には伴走支援が必要なため、既存の業務を大幅にカットすることが必要。スペシャリストの育成や外部との連携も必要。

〔池田（誠）委員〕

団体を育てて、一緒に推進してくれる人を作らなければいけない。いろいろな人が同じ目的に沿って得意な分野を出し合って活動者を育てる中に男女共同参画センターも入ってもらいたい。それぞれの団体が自分たちの持っている専門性だけでは支援しきれないので、民間側で支援する人たちのつながりを作っていくことはとても大切。

〔櫻井委員〕

NPO法人等、団体の運営等を支援していく場合、ある種コンサルティング的な能力が必要になる。センターによる団体支援を強化する必要性はわかるが、専門人材の給与水準とセンターの水準が合わないという課題もあるため、横浜市の中で企業の経営やサポートをしている部署と連携して取り組むべき。現場支援もしながら、団体支援もするとなると本当に幅広くなりすぎるため、センターは間接的に関わり、他のリソースと連携しながら取り組みを進めていくのも一つの方法。